

北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎6階 保健福祉部1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課）

(2) 入札日時

平成24年7月12日（木）午前10時（送付による場合は、同月11日（水）までに必着）

(3) 開札場所

(1)に同じ。

(4) 開札日時

(2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

パーソナルコンピュータの売買 350台

イ 予定時期

平成24年11月頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の告示

平成24年2月28日付け北海道告示第127号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所

4に同じ。

(2) 交付方法

(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称

北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課

(2) 所在地

郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－204－5251

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 2 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M. July 12, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than July 11, 2012)

C Contact : Medical and Pharmaceutical Affairs Division, Bureau of Medical Policies / Policy, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Nishi 6-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5251

北海道告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年6月4日、多度志土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第409号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
美里	経営体育成基盤整備（区画整理）	平成23. 12. 20
共和中央	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設）	同 23. 10. 31
同	同（農業用道路）	同 23. 11. 29
同	同（客土、暗渠排水）	同 22. 11. 26
同	同（区画整理）	同 21. 12. 3

北海道告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に
備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 班溪美深停車場線 中川郡美深町字敷島377番1地先から 平成24. 6. 15
同郡美深町字敷島349番1地先まで

北海道告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第6項及び第8条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部を解除する。

平成24年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町6（Ⅰ－3－30－1670）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町9（Ⅰ－3－33－1673）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町12（Ⅰ－3－34－1674）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町10（Ⅱ－3－74－1247）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町11（Ⅱ－3－75－1248）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別青葉町（Ⅰ－3－58－1698）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市青葉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目1（Ⅰ－3－158－1798）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町5丁目2（Ⅰ－3－159－1799） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町5丁目3（Ⅰ－3－160－1800） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町5丁目4（Ⅰ－3－161－1801） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目1（Ⅰ－3－162－1802） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目4（Ⅰ－3－165－1805）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目5（Ⅰ－3－166－1806） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目9（Ⅰ－3－168－1808） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町4丁目8（Ⅱ－3－104－1277） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第412号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57
--	--

号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町6 (Ⅰ-3-30-1670)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町9 (Ⅰ-3-33-1673)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町12 (Ⅰ-3-34-1674)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町10 (Ⅱ-3-74-1247)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別登別温泉町11 (Ⅱ-3-75-1248)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市登別温泉町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
登別青葉町 (Ⅰ-3-58-1698)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
登別市青葉町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目1 (Ⅰ-3-158-1798)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町5丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目2 (Ⅰ-3-159-1799)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋南町5丁目(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋南町5丁目3 (Ⅰ-3-160-1800)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町 5 丁目 4 （Ⅰ－3－161－1801） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町 4 丁目 1 （Ⅰ－3－162－1802） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町 4 丁目 4 （Ⅰ－3－165－1805） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町 4 丁目 5 （Ⅰ－3－166－1806） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町 4 丁目 9 （Ⅰ－3－168－1808） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町 4 丁目 8 （Ⅱ－3－104－1277） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	道教育庁オホーツク教育局告示 北海道教育庁オホーツク教育局告示第30号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年 6 月15日 北海道教育庁オホーツク教育局長 西 崎 毅 1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 灯油その 1 （美幌高等学校） 8,145 ℓ (2) 灯油その 2 （紋別高等養護学校） 1,240 ℓ 2 落札を決定した日 (1) 平成24年 5 月31日 (2) 平成24年 5 月31日 3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 三星運輸株式会社
イ 住 所 網走郡美幌町字東2条北1丁目
- (2)ア 氏 名 株式会社リョーユウ石油
イ 住 所 北見市東三輪3丁目18番地
- 4 落札金額
(1) 88.00円
(2) 86.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成24年4月6日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第25号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目
-